

第69回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成27年12月24日（木曜日）

| | | | | |
|-------------------|-----|--------|-----|-------|
| 出席議員 (14名) | 1番 | 加古原 瑞樹 | 2番 | 千種 和英 |
| | 3番 | 小林 裕和 | 4番 | 廣利 一志 |
| | 5番 | 竹内 日出夫 | 6番 | 石堂 基 |
| | 7番 | 岡本 義次 | 8番 | 金谷 英志 |
| | 9番 | 山本 幹雄 | 10番 | 岡本 安夫 |
| | 11番 | 矢内 作夫 | 12番 | 石黒 永剛 |
| | 13番 | 平岡 きぬゑ | 14番 | 西岡 正 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 舟 引 新 | 書 記 | 宇 多 雅 弘 |
| | | | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (20名) | 町 長 | 庵 途 典 章 | 副 町 長 | 坪 内 頼 男 |
| | 教 育 長 | 平 田 秀 三 | 教 育 次 長 | 坂 本 博 美 |
| | 総 務 課 長 | 鎌 井 千 秋 | 企画防災課長 | 久 保 正 彦 |
| | 税 務 課 長 | 加 藤 逸 生 | 住 民 課 長 | 岡 本 隆 文 |
| | 健康福祉課長 | 森 下 守 | 農林振興課長 | 横 山 芳 己 |
| | 商工観光課長 | 高 見 寛 治 | 建 設 課 長 | 鎌 内 正 至 |
| | 上下水道課長 | 上 野 耕 作 | 生涯学習課長 | 服 部 憲 靖 |
| | 天文台公園長 | 谷 口 俊 廣 | 上月支所長 | 中 石 嘉 勝 |
| | 南光支所長 | 鎌 内 寛 憲 | 三日月支所長 | 岡 田 義 一 |
| | 会 計 課 長 | 船 曳 覚 | 教 育 課 長 | 尾 崎 文 昭 |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠 席 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅 刻 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早 退 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | |

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．議案第99号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第2．議案第109号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について（委員長報告）
- 日程第3．議案第89号 町道路線の廃止について（委員長報告）
- 日程第4．議案第90号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第5．議案第91号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第6．閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第7．議員派遣について
-

午前09時30分 開議

議長（西岡 正君） おはようございます。

議員各位、また、町長はじめ職員の皆さん方、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

8日から24日までの17日間、12月定例会を開会して、本日、最終日を迎えました。

本日も十分ご審議の上、適切妥当なる結論をいただきますことをお願い申し上げます。

そして、また、兵庫県町議会議長会、あるいは全国の町村議会議長会において、ゴルフ場利用税の堅持を要望してまいりましたが、ゴルフ場利用税については、堅持ということでは決定されたようでありまして、また、固定資産税の償却資産に関しても多く関係があるんですが、これにつきましては、まだ、きっちりとした結論が出てないというのが状況でありますので、その点、ご報告を申し上げます。

本日もよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入ります。

- 日程第1．議案第99号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第2．議案第109号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第1と日程第2を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第99号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてと、日程第2、議案第109号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定についての2件を一括議題といたします。

議案第99号及び議案第109号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますの

で、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和議員お願いします。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） おはようございます。

それでは、第 69 回佐用町議会において総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

委員会開催日時は、平成 27 年 12 月 17 日、午前 9 時 25 分開会で、10 時 42 分に閉会いたしました。

開催場所は、本庁第 1 庁舎西館 3 階議員控室であります。

出席者は、委員全員と当局より、町長、副町長、総務課長、総務課人事室長、係長、企画防災課長、まちづくり企画室長、係長、住民課長、健康福祉課長、商工観光課長、教育委員会教育課長の 12 名で、事務局より局長、局長補佐であります。

第 69 回定例会に付託された案件は、議案第 99 号、佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第 109 号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

報告は要点のみにさせていただきます。

挨拶の後、議案第 99 号から審査に入り、当局より追加説明として、番号法の一部が平成 28 年 1 月 1 日より施行され、社会保障・税・災害対策分野における町の独自事務や、事務処理に必要な特定個人情報の利用については、番号法第 9 条第 2 項の規定により、条例の制定が必要である。よって、この条例により町の独自事務の規定を行い、また、この独自事務を処理するために必要な特定個人情報の利用を可能にするための規定である。

また、執行機関の異なる教育委員会についても、特定個人情報の提供を受ける場合も条例の制定が必要であるので規定したとの説明後、質疑に入りました。

職員に対する取り扱いの研修、周知は。専門的な職員は各課ごとに配置するのか。1 月 1 日施行だが、今の準備状況は。番号法の 9 条第 2 項では、利用することができるという規定であり、義務化するという根拠は何か。記載がない場合の申請はどのように対応するのか。行政上の効率が上がるとはどういうことか。住民にとってのメリットはどう考えているか等の質問があり、厳正な管理と取り扱いは、特定の職員とし、職員全体に周知徹底する。規則、要綱に定められたとおり、1 月 1 日の改正に向け、準備している。義務化ではなく、利用することができる条例を制定する。税、福祉関係も含め、行政手続の簡素化ができる等々の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入り、反対討論では、マイナンバー制度の問題点は、個人情報の流出、悪用の危険があることである。現代においては、個人を特定する情報や個人の行動に関する事柄が情報化され、本人とは離れたところで蓄積、流通している。マイナンバー制度はあまりにも危険である。この条例制定による個人番号の利用は、町民にとって特段のメリットはなく、利用しなくても住民生活に何ら支障はないとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、賛成多数で議案第 99 号、佐用町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第 109 号の審査に入り、当局の追加説明として、医療施設総数の訂正、県道の実延長の説明、計画案に対する意見として、中学校の適正化計画、給食費の全額補助、上月での学童保育、中学校統合時の通学手段、佐用駅のバリアフリー、コミュニティバス

の運行計画、空き校舎利活用、山林活用計画等の意見があったことが報告されました。

質疑に入り、公共施設と総合管理計画というのは、スケジュール的にどのぐらいの期間で策定するのか。今回の策定に当たり、前期計画の進捗状況は。未利用公共施設除去事業が新規であるがどういうことを想定しているのか。墓地公苑や霊園の新たな整備についての記述がないがどうなのか等の質問があり、国の指導で 28 年度中に策定する。内部評価と達成度調査をし、おおむね 7 割達成している。墓地に対する考え方や需要が社会的に変わってきているため、今回、削除した。今後、要望があれば検討すべき課題である。役割りを終えた公共施設除去の財源がないため、財政的支援の要望はしているが不確定である。今後、除去も含めた新たな活用を過疎債事業として要望するために、今回、新たに追加した等々の答弁がありました。

質疑を終結し、討論もなし、採決に入り、全員賛成で、議案第 109 号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決としました。

以上、付託案件の審査報告といたします。

なお、委員会審査の詳細については、事務局の委員会会議録をご参照ください。

以上で、報告を終わります。

議長（西岡 正君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 99 号から順に、委員長報告に対する質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第 99 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。ございますか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 委員会でも行いましたが、改めて本会議で行います。

議案第 99 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に反対の討論を行います。

この制度、いわゆるマイナンバー制度の問題点は、個人情報の流出、悪用の危険があることです。

現代においては、行政機関においても民間企業においても個人を特定する情報や個人の行動に関する事柄が積極的に情報化され、本人とはかけ離れたところで蓄積、流通しています。

2014 年には通信教育大手ベネッセコーポレーションから顧客情報が 1,000 万件以上も不正に持ちだされ、名簿業者に売却された事件が起き、今年の 6 月には日本年金機構の職員のパソコンが外部から送られたメールを介してウイルスに感染し、約 125 万件に上る個人情報流出。また、東京商工会議所の事務局員のパソコンから、最大で 1 万 2,000 件を

超える会員、企業などの個人情報が出ました。

そして、今月には、大阪堺市で職員が持ち出した全有権者 68 万人分の個人情報がインターネット上に流出するという事件も起こっています。

こうしたもとの、生涯変わらない 1 つの番号でさまざまな分野にわたる個人情報を管理し、名寄せ、突合しやすくする仕組みであるマイナンバー制度はあまりにも危険であります。

この制度導入には 3,000 億円以上の税金が投じられ、維持管理費も多額です。莫大な費用や手間をかけて、わざわざ個人のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら社会保障の分野での業務の効率化、適正化を図り、町民の利便性を高めるために知恵と労力を使うべきであります。

この条例制定による個人番号の利用は、町民にとって特段のメリットはなく、利用しなくても住民生活に何ら支障はありません。

以上の理由で反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次、賛成討論ありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 議案第 99 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本条例制定の基本は、マイナンバー制度にあります。制度のメリットとして、住民の行政手続の簡略化。個人にあった必要な情報が受け取れる。災害時においても情報の整備・維持ができる。社会保障やサービスの充実をさせる。人的ミスリスクを軽減できる等があります。

デメリットとしては、プライバシーが侵害される危険性、流出、漏えいしてしまうというリスクが大きい、国による国民の個人情報の把握が強まる不安等が指摘されているのも事実であります。

しかし、デメリットのない制度というのは、ほとんど存在をいたしません。メリットを生かすためにいかに悪用を防ぎ上手に運用していくかがポイントであり、今回の条例制定もその一環で、厳正で正しく運用を目指すものであると考えます。

以上を踏まえまして、賛成の討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 99 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 99 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及

び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 109 号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定について、委員長の報告に対する質疑を行います。ここで企画防災課長より訂正のための説明がございますので、お願いいたします。

企画防災課長（久保正彦君） 失礼します。

計画の中で、数字の単純合計のミスがございましたので、訂正をお願いします。

皆様のお手元にお配りしておりますけれども、49 ページの医療施設数推移の平成 27 年の施設数総数が 19 となっておりますが、18 の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

なお、今後、誤りが判明した場合、計画内容に変更がない単純な字句の訂正や合計の誤りなどについては、県との協議により修正をいたす場合が出てまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、質疑に戻ります。質疑はありますか。
立ってお願いします。挙手をしてお願いします。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

10 番（岡本安夫君） 前にも 2 カ所、訂正があったでしょう。

議長（西岡 正君） はい。

10 番（岡本安夫君） 49 ページの病床数と無床診療所の数が、また、変わってくる。どうせ訂正するんだったら、きちっと言われたほうがいいんじゃないですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 今の岡本議員は、病床数の総数というところですか。病床数総数が病院の病床数が 368、有床診療所数がゼロとなっておりますので、総数が 368 になるかと思えます。

これ、表が多分、誤っていると思えますので、これも訂正をお願いいたします。
以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

10 番（岡本安夫君） 無床診療所も。

議長（西岡 正君） きっかりと手を挙げて発言してください。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

10 番（岡本安夫君） 2カ所指摘したんですけど、回答がないので。

議長（西岡 正君） もう少し、前へ。

10 番（岡本安夫君） 無床が、まあ、細かい数字やでええんやけど、せっかく訂正しよってんじゃさかいに、きちっと、今、病床数は 368、それから無床診療所というのが 15 と書いてあるけど、訂正したやつには 14 となっておるので。

〔企画防災課長「ああ、そういうことね」と呼ぶ〕

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 失礼しました。

ちょっと、前回の表と比べておりませんでしたので、申し訳ございません。

無床診療所数が 15 となっておるのが 14 の誤りでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 109 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 109 号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 3． 議案第 89 号 町道路線の廃止について

日程第 4． 議案第 90 号 町道路線の認定について

日程第 5． 議案第 91 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第3に入りますが、日程第3から日程第5を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第89号、町道路線の廃止についてから、日程第5、議案第91号、町道路線の変更についてまで3件を一括議題といたします。

議案第89号、第90号、第91号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基議員。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） それでは、平成27年第69回佐用町議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を会議規則第73条の規定により報告をいたします。

審査経過としまして、付託年月日は平成27年12月8日、審査日は12月18日であります。

審査に出席した者として、産業厚生常任委員会委員全員並びに議長であります。当局からは、町長、副町長、総務課長、建設課長、建設課道路河川管理室長。議会事務局の局長、局長補佐が出席をしております。

議案第89号及び議案第90号、議案第91号に関する現地調査を行った後に付託案件の審議を行っております。

まず、議案第89号、町道路線の廃止についてであります。

今回の町道路線の廃止は南光地域にあります中安24号線、延長284.25メートルで、現在、事業が進められています那手地区ほ場整備事業地域に編入することから廃止されるものです。

現地調査においては、ほ場整備事業完了後に整備改修される関連町道の説明も受けております。

主な意見は特になく、審査結果としまして、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第90号、町道路線の認定についてであります。

今回の町道路線の認定は、南光地域にあります徳久旧道線、延長944メートルで、国道179号線徳久バイパスの供用開始に伴い、兵庫県から移管された旧国道を新規町道路線として認定するものです。

現地調査においては、兵庫県からの移管に先立ち、現道のオーバーレイ舗装や水路周辺の補修改修内容も説明をされました。なお、徳久駅前以西の国県道併入部分については、県道宍粟下徳久線として、引き続き兵庫県において管理をされます。

主な意見はなく、審査結果としまして、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、議案第91号、町道路線の変更についてであります。

今回の町道路線の変更は、上月地域小赤松にあります外川原線ほか7路線です。小赤松地区の外川原線及び岡畑支線につきましては、千種川河川改修事業により、起点並びに終点に変更されるものです。

南光地域中島地区にあります中安 22 号線は、那手地区は場整備事業により、終点が変更されるものです。

下徳久地区にあります徳久 29 号線及び徳久 31 号線、徳久 32 号線、それから林崎地区にあります徳久 145 線、徳久 42 号線につきましては、国道 179 号線徳久バイパス供用開始に伴う各町道路線の起点を変更するものです。

特に、意見もなく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、付託案件の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 89 号から順に、委員長報告に対する質疑及び討論・採決を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、議案第 89 号、町道路線の廃止について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 89 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 89 号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 90 号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 90 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決する

ことに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 90 号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 91 号、町道路線の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。が、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。が、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 91 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 91 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 6. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6 に入ります。

日程第 6 は、閉会中の常任委員会の所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定いたしました。

日程第 7. 議員派遣について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。これ

に、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙の記載のとおり派遣することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程を終了いたしました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 69 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど、開会の時も申し上げましたが、8日から24日までの17日間、委員会付託を含め、皆さん方には十分ご審議をいただきました。適切妥当な結論が得られたと思っております。深く感謝を申し上げるところであります。

今年も、あとわずかになってまいりました。皆さん方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、議員活動に専念をしていただきたい。このように思います。

また、町長をはじめ職員の皆さん方には大変御苦勞さんでございました。これから、新年まで会うことがありませんけれども、新しい年は、皆さん方によい年でありますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。はい、町長。

町長（庵途典章君） 失礼します。それでは、12月定例議会閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本議会に提案をさせていただきました議案につきまして、それぞれ慎重にご審議を賜り、全て原案どおり可決、決定をいただきまして、本当にありがとうございます。

今年も、あと一週間ということになりました。今年には佐用町合併、ちょうど10周年という節目の年でもありましたけれども、1年間通して、おおむね平穏な災害もない中で10周年の式典も無事終わりました。

また、懸案でありました徳久バイパスも開通をいたしまして、町内の交通も非常にスムーズに、何か町内が近くなったような感じもいたします。

また、21年災害以来進めております河川の大規模な改修工事等も最終段階に入りまして、今年度が最終ということで進めていただいております。若干、工事も残るところがありますけれども、おおむね順調に進んで、年明け3月までで工事も1つの区切りがつくところまでやってまいりました。

そうして、おかげさまで、この10年で町の、いわゆる基盤整備というものが、かなり進んできたということで喜んでおりますけれども、ただ、これから次の10年に向けた来年はスタートの年ということで、非常にこれからの10年というのは厳しい、いろんな課題がたくさん山積しているというふうに思っております。

国におけます地方創生、こういう課題についても、佐用町として最終的な地域創生 人口

ビジョン・総合戦略、こういう計画も策定をいたしましたし、また、今日、可決いただきました過疎計画。そして、今、同時に進めております総合計画、そうした計画に基づいて、着実に一步一步進めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、国の財政的な支援につきましては、今、新聞報道でもいろいろと報道されておりますけれども、来年度は地方交付税、かなり厳しい状況になろうと思っております。佐用町としても、もう12月で、そうした計画に基づき各課において既に来年度予算の編成に着手し、一応、各課からの予算の要望というものを、今、まとめておりますけれども、年明けから予算査定に入り、予算編成を行ってまいります。

そうした、計画に基づいた、できる限りの予算を編成したいなと思っておりますけれども、国において、これまでありました交付税の別枠加算、これも廃止になります。

また、地方交付税にかかわります臨時財政対策債、臨財債もかなり減額されるということで、この分で、両方で約1兆円ぐらいが削減されるのかなというふうに予測をしておりますし、また、佐用町において、ちょうどこれから合併11年目に入ります。いわゆる合併算定替、これについても若干の見直しがされておりますけれども、それでも、これは減額されることには、間違いがないということです。

そうしたものを合わせますと、かなりの交付税というものが削減をされるだろうなということを感じた上で、町の経済も非常に、今、冷え込んでおります。

特に、そうした、これまで進めてきた大きな公共工事が終結をしていくということで、県の予算といいますか、事業も、町内の事業が非常に激減するだろうなというふうに思っております。

町としては、そうした状況の中で、町の公共投資なり建設予算、こういうものも町内の経済というものをしっかりと見た上で、できる限り、急激な削減にならないように、できる限り、町と各課、特に事業課においても、そうした計画を前倒しをするぐらいな形で進めて取り組んでいきたいと、そういうふうに、今、考えております。

年明けから、そうした予算編成も行ってまいりますので、ひとつどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年も、そういうことで終わりますけれども、先日は、久崎市も非常にいい天気恵まれて、たくさんの人出の中で、久崎市も終わりました。

いよいよ、こうして1年が終わるといことであります。皆さんには、この1年間、非常にお世話になりました。それぞれ元気に、佐用町のためにご活躍をいただきまして、誠にありがとうございました。来る年におきましても、そうした町として非常に大変重要なスタートの年ということで、さらに佐用町発展のために、皆さん元気にご活躍いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

年明け、はや3日には成人式を行います。今年の成人式対象者は町内で217人だったと思うんですけれども、まだ、200人台をキープしております。

28日が仕事納め、そして4日には仕事始めということでもあります。短い期間でありますけれども、ご家族おそろいで、いいお正月をしていただきまして、よい年をお迎えいただきますように、最後にご祈念申し上げます、御挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（西岡 正君）

はい、ありがとうございました。それでは、御苦労さんでした。

午前10時04分 閉会